

2010年11月30日

国際会計基準審議会 御中

全国銀行協会

国際会計基準審議会（IASB）公開草案「保険契約」に対する意見について

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、貴審議会（IASB）が公表した「保険契約」に関する公開草案（以下、保険契約 ED）に対する意見を以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

本件の検討に当たり、我々は以下の意見がさらなる検討の助けとなることを期待する。

1. 全般的なコメント

我々は、保険契約 ED において、金融保証契約も保険契約と同じ会計処理を行うことが要求されている背景には、金融保証に関する会計処理が国際会計基準（IAS）第 39 号と国際財務報告基準（IFRS）第 4 号の両方で定められた結果として、同一の取引に複数の会計処理が存在する複雑性を解消することを意図していると理解している。しかし、提案された保険契約の会計処理を信用リスク見合いで金融機関が行う金融保証契約に適用することは、金融機関におけるリスク管理の概念との整合性がないこと、また、信用リスク見合いの貸出金など他の金融商品の会計処理と整合性がないことから、財務諸表の利用者の利益に貢献しないことを懸念しており、コスト・ベネフィットの観点からも再検討を要望する。例えば、簡便的な方法として、特段の問題点が認められていない現行 IAS 第 39 号による測定方法が認められることを要望する。当該要望を踏まえた場合、リスク管理との整合性の観点から、銀行が貸出金と同様のリスク管理を行っている信用リスク見合いの全ての金融保証取引を、保険契約 ED の対象外とすることが考えられる。具体的な方法としては、財務リスクの定義に信用リスクを明示的に加えることによって、銀行が行う金融保証を保険契約の定義から外すことが考えられる。

なお、2010年3月末時点で日本の銀行における信用補完を目的とした保証契

約に係る保証総額は、約 17 兆円（注）と多額で、重要な取引であり、保険契約 ED が提案する測定方法は、日本の銀行に大きな影響を及ぼすので、上記簡便法が認められない場合には、フィールドテスト等を通じた慎重な検討が必要であることを理解して頂きたい。

また、再保険に係る会計処理に関しても、リスク管理や経済実態と不整合を生じることから、再検討を要望する。この問題点については、質問 16 (b) に対するコメントとして詳述している。

（注）都市銀行 6 行、地方銀行 64 行、第二地方銀行協会加盟行 42 行、信託銀行 6 行、その他 2 行の合計 120 行の契約額

2. Q11 (c) に対するコメント

コメント：金融保証契約について、保険を業としていない企業が適用できる簡易的な会計処理を認めることを要望する。もし簡易的な会計処理が認められない場合には、フィールドテスト等を通じた慎重な検討を要望する。

(理由)

- (1) 保険契約 ED が提案する測定方法は、金融保証契約の内部管理（リスク管理）と不整合であり、財務諸表作成者の財務活動や投資活動に関する状況を報告するという原則にそぐわない。

内部管理（リスク管理）と保険契約 ED が提案する測定方法との具体的、かつ、大きな相違点は、保険契約 ED が提案する測定方法における「リスク調整額」を顧客から徴求する保証料（インフロー）から控除して残余マージンを算出し、その残余マージンを期間に亘って収益として認識する点にある。保険契約 ED による「リスク調整額」は、銀行が扱う金融保証契約において、一般的に非期待損失（Unexpected Loss）として類似した管理を行っているものの、その非期待損失を顧客から明示的に徴求する慣行にはなく、経営者が意図しない損失を残余マージンとして認識しなければならない。また、内部管理（リスク管理）上も顧客から徴求する保証料（インフロー）と「リスク調整額（非期待損失）」を比較した管理は行っていない。

以上により、金融保証契約に保険契約 ED が提案する測定方法を適用した場合、財務諸表作成者のリスク管理とは不整合であり、財務諸表作成者の財務活動や投資活動に関する状況を報告するという原則にそぐわない。

- (2) 金融保証契約は、貸出金と同様の信用リスクを保有するが、その貸出金と不整合な測定方法を求めることは、財務諸表が不明瞭になるのではないか。

貸出金と金融保証契約とは、現金の出入りがあるかという点を除き、信用リスクを保有するという観点では同じである。従って、信用リスク管理上、貸出金と金融保証契約は同じ管理方法を行っている。一方、

保険契約 ED が提案する測定方法は、「リスク調整額」を顧客から徴求する保証料（インフロー）から控除して残余マーヅンを算出する点など、貸出金の測定方法と大きく異なる。同様の信用リスクを保有する貸出金と不整合な測定方法を求めることは、財務諸表がわかりにくく、経営者が財務諸表を恣意的に歪めることも可能となるものと考えられる。

また、契約上、金融保証契約の担保を貸出金と一体で徴求している場合もあり、金融保証契約の測定方法が、貸出金の測定方法と大きく相違していれば、担保の価値を金融保証契約か貸出金のどちらに充当するかによって財務諸表を恣意的に歪めることも可能となる。

- (3) 金融保証契約を保険契約 ED が提案する測定方法で測定するためには、システム対応等のコスト負担が必要だが、上記 1、2 を踏まえると、コストに見合ったベネフィットが得られるとは考えられない。
- (4) 加えて、IASB 公開草案「金融商品：償却原価及び減損」について、当初はクローズドポートフォリオを前提としていたものの、当該公開草案へのコメント分析後、実務上の困難性等からオープンポートフォリオに対応可能なモデルへの変更を暫定合意した経緯がある。従って、クローズドポートフォリオを前提¹としている保険契約 ED は、オープンポートフォリオでリスク管理を行っている銀行にとって、実務上の困難性、多大なシステムコスト負担が発生することが予見され、最終基準化に当たってはフィールドテスト等を通じた慎重な検討が必要になると考える。

(提案)

以上の通り、保険契約 ED が提案する測定方法を金融保証契約に適用することは困難であり、金融保証契約について、保険を業としていない企業が適用できる簡易的な測定方法を認めることを要望する。

¹ 53 項「期末における有効契約が、期首における予想より少ない場合には、当該期間中に純損益に認識される残余マーヅンの金額には、報告期間の末日の残余マーヅンから、もはや有効でなくなった契約に関連する部分を除去するための調整を含めなければならない。期末における有効契約が、期首における予想より多い場合には、保険者は残余マーヅンを増額させてはならない」との記載があり、「もはや有効でなくなった契約に関連する部分を除去するための調整」には、クローズドポートフォリオの計数管理が前提となると考えられる。

なお、保険契約 ED が提案する簡易測定アプローチは、①短期契約にしか適用できないこと、②「不利な契約のテスト」を行うこと自体がリスク管理と整合的でないことから、容認することはできないため、その他の簡易測定アプローチ、たとえば、特段の問題点が認められていない現行 IAS 第 39 号による測定方法が認められることを要望する。

上記の要望を踏まえた場合、リスク管理との整合性の観点から、銀行が貸出金と同様のリスク管理を行っている信用リスク見合いの全ての金融保証取引を、保険契約 ED の対象外とすることが考えられる。具体的な方法としては、保険契約 ED を以下のとおり修正することが考えられる。付録 A に記載のある財務リスク (financial risk) の定義には、現在、信用格付けもしくは信用指数の変動リスクという記載が含まれるのみで、信用リスクに関する記載が明示的ではない。係る状況を踏まえ財務リスクに信用リスクが含まれることを明示的にすることにより、財務リスク以外のリスクと定義される保険リスクには信用リスクが含まれなくなる。重要な保険リスクを引き受ける契約が保険契約であることから、結果として、信用リスクを引き受ける銀行の全ての金融保証取引は保険契約 ED の対象から外れることとなり、従来同様に IAS 第 39 号による測定方法が認められることになる。合わせて、B18 (f) に保険契約の例として履行保証及び入札保証があるが、これらの金融保証取引も銀行にとっては、信用リスク見合いの金融保証取引であり、本記載を削除することが考えられる。

なお、上記要望が認められない場合には、フィールドテスト等を通じた慎重な検討が行う必要があり、それが無い場合には保険会社以外は対応不可という状況が発生すると考えられる。

3. Q16 (b) に対するコメント

コメント：金融保証契約に係る再保険（再保証）について、その定義、もしくは会計処理について再検討を要望する。

(理由)

- (1) 銀行が保有する債権に対して、第三者から保証を差し入れてもらう場合に、再保険として、保険契約 ED が提案する再保険の測定方法を適用しなければならない場合がある。

具体的には、ある銀行（出再者）がA社と金融保証契約を締結し、その契約に対してA社の親会社であるB社が保証を差し入れたケースであ

る。

このようなケースでは、銀行は、A社に対する保証契約と親会社であるB社からの保証契約を別の取引としてリスク管理するのではなく、A社の信用リスクを管理する際にB社により保全されているものとして管理している。

一方、保険契約 ED によれば、B社との保証契約は「再保険」と定義して資産計上される一方、A社への保証に対しては、B社の保証をまったく勘案せず、金融保証として保険契約 ED に基づき経理処理することになる。

- (2) また、銀行が保有する債権に対して、第三者から保証を差し入れてもらう場合にその保証料を銀行が支払わないことが一般的である。すなわち、上記1. の例で言えば、保険料の支払いがなく、銀行側は再保険に伴う期待将来キャッシュアウトフローがゼロでありながら、期待将来キャッシュインフローが計算上生じる結果として、【即時あるいは期間に合わせ按分される形で】利益が計上されることになる。

以上により、銀行は貸出金や金融保証等を含めて同一債務者宛の与信は一体としてリスク管理・計測している。その一方で、IFRSでは、貸出金の減損の認識時には第三者の保証をキャッシュインフローとして取扱う一方、金融保証の場合には別の取引として取扱い、同一のリスク管理や経済実態を有する取引に対して異なる会計処理を適用することとなり、結果として、リスク管理や経済実態と不整合を生じることとなる。

以 上